

令和8年度岩手県水防計画(案) 変更要旨及び変更対照表

※本変更対照表には、主なものを抜粋して記載しています。(誤字・脱字や所在地・連絡先等の経常的な変更は除く)
※変更後の追記・修正箇所は赤字記載しております。

資料1

変更要旨		
1 気象業務法及び水防法改正に係る概要 (1)防災気象情報と警戒レベルの変更 (2)氾濫通報制度の追加 ◇変更対照表:p2～3 2 法改正に係る本文及び図表の主な変更点 (1)本文第10章 水防活動 ・氾濫・決壊・漏水等の通報の追記 p17～21 (2)図表4-6、図表10-5 ・氾濫・決壊・漏水等における通報基準及び氾濫発生水位の追加 p139、333～334 (3)図表10-6 ・氾濫・決壊・漏水等の通報の伝達経路(北上川上流、雫石川、猿ヶ石川)の追加 p335 ◇変更対照表:p4～8 3 水位周知河川の新規指定に伴う更新 (1)図表4-8 岩手県知事が行う水防警報及び氾濫・決壊・漏水等の通報 p141～146 ◇変更対照表:p9 以下について、変更対照表では記載を省略 (+)本文(第1章水防活動)⇒ p1～7 ※ 気象業務法及び水防法の一部を改正による用語の定義の追加、通報通知の記載 (2)本文(第4章予報及び警報等)⇒ p9～11 ※基本的な発表基準の追加 (3)図表3-2重要水防箇所調書(国管理)⇒ p39～71 ※重要水防箇所調書の時点更新 (4)図表4-1気象等用法警報 ⇒ p115～131 ※気象業務法改正に伴う基準の変更 (5)図表4-3 北上川上流(雫石川・中津川・豊沢川・和賀川・胆沢川・人首川・磐井川・砂鉄川を含む)、雫石川、猿ヶ石川洪水予報 ⇒ p133～136 ※法改正に伴う名称変更 等 (6)図表4-4 水位の観測箇所一覧表 ⇒ p137 ※法改正に伴う名称変更 等 (7)図表4-8氾濫・決壊・漏水等における通報基準及び氾濫発生水位の追加 ⇒ p141～146 ※法改正に伴う修正 等 (8)図表4-9氾濫・決壊・漏水等の通報に係る伝達系統図 ⇒ p147～167 ※法改正に伴う伝達系統図の修正 等 (9)図表5-4 水位の観測箇所一覧表 ⇒ p206～220 ※時点更新 (10)図表7-1 岩手県内ダム施設一覧表 ⇒ p239～240 ※連絡先修正等 (11)図表7-2 堰堤門扉連絡系統図、図表7-3 津波、高潮 連絡系統図 ⇒p241～260、261～277 ※連絡先の追加、修正等	(12)図表8-1 水防関係機関電話番号一覧 ⇒ p278～286 ※連絡先の追加、修正等 (13)図表9-1 県有水防倉庫の水防用備蓄器具資材一覧表 ⇒ p287～290 ※保有器具資材の時点更新 (14)図表9-2 水防管理団体の水防備蓄器具、資材一覧表 ⇒ p291～296 ※保有器具資材の時点更新 (15)図表10-1 岩手県水防本部設置(廃止)基準及び体制 ⇒ p300 ※法改正に伴う名称変更 (16)図表10-2 岩手県災害対策本部設置(廃止)基準及び体制(抜粋) ⇒ p301～302 ※法改正に伴う名称変更 (17)図表10-7 氾濫等の通報によるレベル5氾濫発生情報 ⇒ p336～341 ※法改正に伴う様式の追加 (18)図表10-8 県河川氾濫発生水位超過等発表様式 ⇒ p342～345 ※法改正に伴う様式の追加 (19)図表10-9 岩手県知事が行う決壊・漏水等の通報に係る伝達系統図の追加 p346～366 ※法改正に伴う伝達系統図の追加 (20)参考2 水防法 ⇒ p376～399 ※法改正に伴う追加・変更 (21)参考4 気象業務法 ⇒ p401～404 ※法改正に伴う追加・変更 (22)参考5 気象業務法施行令 ⇒ p405～408 ※法改正に伴う追加・変更 (23)参考9 砂防指定地指定表 ⇒ p420～425 ※時点更新 (24)参考14氾濫・決壊・漏水等の通報に係る運用指針 ⇒ p427～434 ※法改正による指針の追加	

【解説】

(1) 防災気象情報と警戒レベルの変更

① 河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮に関する情報等は、これまで警戒レベルとの対応が複雑でわかりにくくなっていますが、今回の改善により、避難情報の5段階の警戒レベルに対応し、避難の判断をしやすくするものです。

主な変更点は以下のとおりです。

ア 警報・注意上の情報名に「レベル」が付記。

イ 河川氾濫の危険度の伝達方法の変更(特別警報の新設など)。

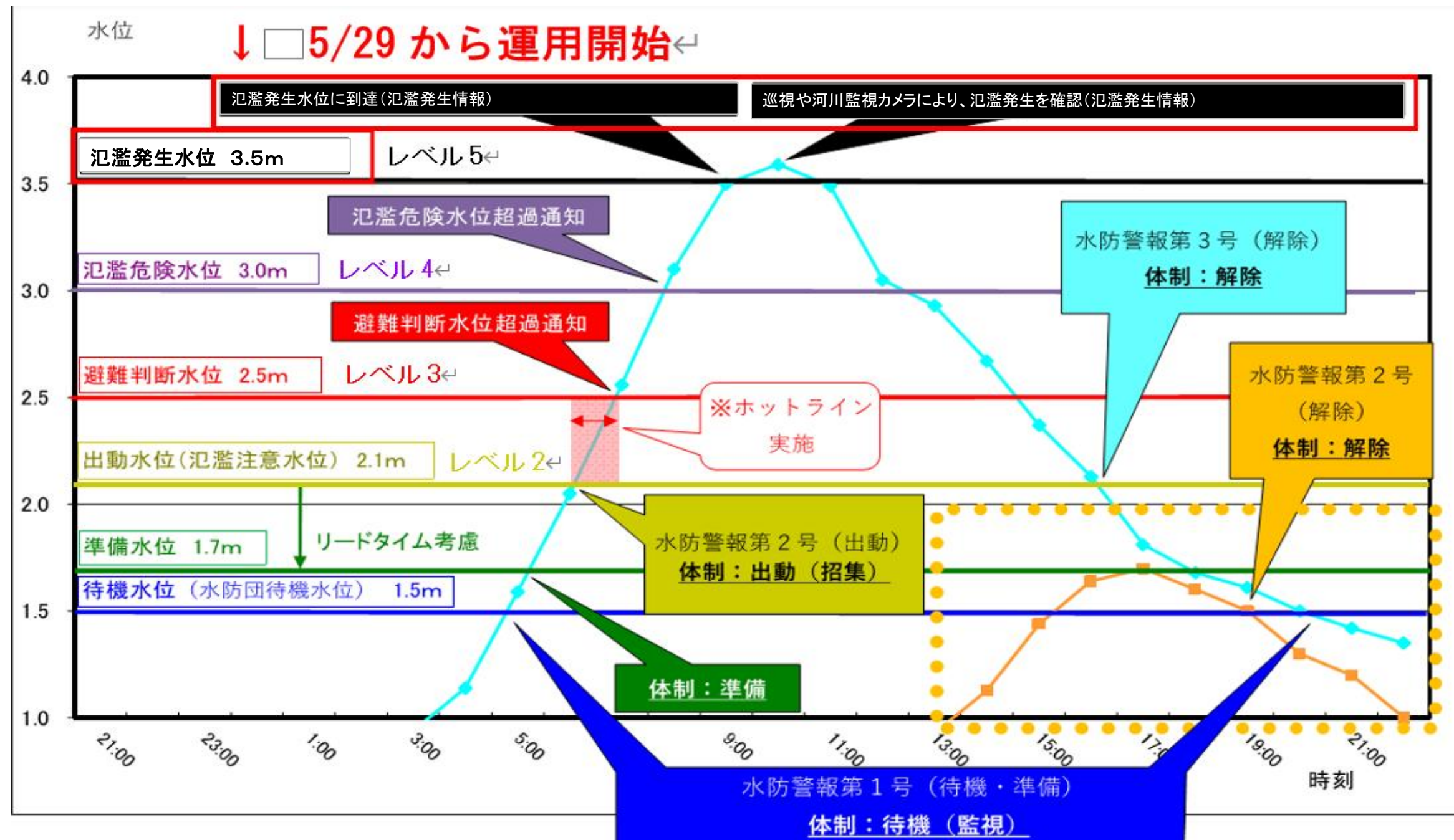
ウ「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表。

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとに) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
＜警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！＞					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

【解説】

(2) 氾濫通報制度の追加

- ① 水防法の改正(24条の2の追加)に伴い、河川管理者による氾濫等の通報を行うこととなります。
- ② 当面の通報対象河川は、国管理の洪水予報河川「10河川19区間」、県管理の水位周河川「52河川68区間」となります。
- ③ 通報基準は、氾濫発生水位に到達、あるいは巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認したときとなります。



2 法改正に係る本文及び図表の主な変更点 本文第10章 ※P17～21		
【解説】 (1) 氾濫・決壊・漏水等の通報の追記 ①水防法の改正(24条の2の追加)に伴い、河川管理者から氾濫・決壊・漏水等の通報(p5,10-6(1))について明記しています。 ②水防法の改正(25条の改正)に伴い、水防管理者等から決壊・漏水等の通報があった際の通知(p6,10-6(2))について明記しています。		
	変更前 10.5 避難のための立退き ① 洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。 水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。 ② 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を所轄広域振興局土木部等の長に速やかに報告し、所轄広域振興局土木部等の長は県水防本部に報告するものとする。 ③ 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。 10.6 決壊・漏水等の通報及びその後の措置 (1) 決壊・漏水等の通報 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は直ちに関係者（一般住民、所轄警察署、所轄広域振興局土木部等及び隣接市町村）に通報するものとする。 通報を受けた所轄広域振興局土木部等の長は、速やかに県水防本部に連絡し、県水防本部は県防災課その他必要と認める関係機関に連絡するものとする。 (2) 決壊等後の措置 堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。	変更後 10.5 避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応 ① 洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。 水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。 ② 水防管理者は、避難のための立ち退き又は緊急に安全を確保すべき対応を指示した場合は、その状況を所轄広域振興局土木部等の長に速やかに報告し、所轄広域振興局土木部等の長は県水防本部に報告するものとする。 ③ 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。 10.6 氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置 (1) 氾濫等の通報 河川管理者が、その管理する河川について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報するものとする。 通報を受けた知事(当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあっては、水防を担う国土交通大臣)は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者、及び量水標管理者及び市町村長並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。 (氾濫等の通報のうち例外的な対応をする場合) 洪水予報河川、水位周知河川では、霞堤、河岸段丘や谷地など地形的特徴から、相当に早い段階で浸水が生じる或いは氾濫が発生しても浸水範囲等が限定的な区域においては、基準水位の対象としていないことから、これらの区域については、氾濫等の通報対象ではあるが、レベル5氾濫発生情報の発表の対象外にして、自治体と連携し個別に連絡することにより避難を呼び

変更前

変更後

かける例外的な対応をする場合がある。例外的な対応を行う区域については河川管理者と水防管理者で、事前に確認して定めておくものとする。
(定め方については(ア)河川管理者が行う氾濫等の通報②氾濫等の通報のうち、例外的な対応する河川、区域を参照)

(2) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は直ちに関係者(一般住民、所轄警察署、所轄広域振興局土木部等及び隣接市町村)に通報するものとする。通報を受けた知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。なお、水防管理者又は市町村長による緊急安全確保措置の指示があった場合は、水防管理者、水防団、消防機関又は水防協力団体は直ちに待避を行い、安全な場所で監視カメラ等により堤防その他の施設の決壊又は越水・溢水を確認できた場合のみ通報を行う。

また、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた(スライドダウンを行わない)高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない(第4章参照)。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

(3) 氾濫・決壊・漏水等の通報の内容

(1)(2)の氾濫・決壊・漏水等の通報は、参考14「氾濫・決壊・漏水等の通報に係る運用指針」(p427)を踏まえ、実施する。なお、本運用において河川管理者等は、従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握している情報を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときにのみ通報義務が課されている。そのため、河川等の管理に必要な情報による把握を基本とし、巡視体制を増強することや新たに水位計や河川等監視カメラを設置することなどの追加的な措置の責務まで求められるものではない。また、公物管理者としての管理事務が適切に実施されていたにも関わらず、氾濫を発見できなかったのであれば、それが直ちに「通報義務を果たしていない」となるものではない。具体的には、次に示す対象施設・区域及び通報基準に対して、河川管理者等が管理事務の一環として氾濫等を発見する行為の限界と、氾濫等の通報を受けた水防関係者の処理能力の限界、災害時の処理の迅速さの観点から、予め水防協議会で協議を行い定めることが望ましい。

(通報が必要と想定される氾濫の例)

- ・家屋倒壊等氾濫想定区域(木造家屋の場合は、近隣の堅牢な建物への立ち退き避難が必要)
- ・平屋住宅所在エリアで「深い浸水深が所在する区域」(平屋の場合は、近隣の2階以上の建物への立ち退き避難が必要)
- ・氾濫流が流入すると脱出が困難になる地下街等(水防法第15条で定められた地下街等)が所在する区域(速やかに地下街等からの立ち退き避難が必要)

変更前

変更後

(基準例)
・堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合・堤防の決壊・倒壊や越水・溢水、異常な越波・越流が発生した場合
・基準水位観測所等の水位が氾濫発生水位に到達した場合・樋門・水門・ポンプ・陸閘等の施設の機能支障が発見された場合
・排水機場等の施設の運転を停止や特別な操作せざるをえない場合
・上記情報がない場合で、予測モデルなどにより水位が堤防天端高に到達するなどその他の状況を踏まえ氾濫の切迫・発生の蓋然性が高いと総合的に判断した場合

(ア)河川管理者が行う氾濫等の通報

①氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等
国土交通省が行う氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等は図表10-5(p333)のとおり。
県が行う氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等は図表4-8(p141)のとおり。

②氾濫等の伝達経路及び手段
国土交通省が行う水防法に基づく氾濫等の伝達経路及び手段は、図表10-6(p335)のとおり。
県が行う水防法に基づく氾濫等の伝達経路及び手段は、図表4-9(p147)のとおり。

③氾濫等の通報の発表形式
国土交通省の発表形式は、図表10-7(p336)のとおり。
県の発表形式は、図表10-8(p342)のとおり。

(4)氾濫・決壊・漏水等の通報系統

(1)に関する氾濫等の通報系統は、図表10-6(p335)及び図表4-9(p147)のとおり。(2)に関する決壊・漏水等の通報系統は、図表10-6(p335)及び図表10-9(p346)のとおり。通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫(決壊又は溢流)想定地点(例えば、浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点)ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理したものや、漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に関係水防管理団体に提示することとする。なお、通報を受けた水防管理者は、「10.6 避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応」、(5)決壊後の措置の対応を行う必要があり、市町村長は災害対策基本法第60条第3項に基づき、緊急安全確保の指示ができることとなっている。

(5)決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする

【解説】

(2) 氾濫発生水位の追加

水防法の改正(24条の2の追加)に伴い、河川管理者(国)が行う氾濫・決壊・漏水等における通報基準及び氾濫発生水位を追加しています。

※県管理河川も同様の変更・追加です。

変更前										
図表4-6 国土交通省が行う水防警報										
河川名	観測所名	震災後 [H28実測] 零点高標高 (m)	水防団待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位(警戒水位) (m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(危険水位) (m)	準備 以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき。	出動 以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき。	解除 水防活動の必要がなくなったとき。	情報 水防活動が必要があるとき。
北上川	館坂橋	120.788	1.4	2.0	2.5	2.8	2.00m	2.40m	同上	同上
北上川	明治橋 ^{※1}	116.248	0.8	1.4	2.6	3.0	1.40m	2.00m	同上	同上
北上川	紫波橋	89.443	1.7	2.9	4.2	4.5	2.20m	3.00m	同上	同上

※一部抜粋

新規追加により、図表10-5はなし。

 変更後 | | | | | | | | | | || 図表4-6 北上川上流、雫石川、猿ヶ石川洪水予報、水防警報及び氾濫・決壊・漏水等の通報を行う観測所等 | | | | | | | | | | |
河川名	観測所名	震災後 [H28実測] 零点高標高 (m)	水防団待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位(警戒水位) (m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(危険水位) (m)	氾濫発生水位(m)	準備 以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき。	出動 以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき。	解除 水防活動の必要がなくなったとき。	情報 水防活動が必要があるとき。
北上川	館坂橋	120.788	1.4	2.0	2.5	2.8	2.9	2.00m	2.40m	同上	同上
北上川	明治橋^{※1}	116.248	0.8	1.4	2.6	3.0	3.3	1.40m	2.00m	同上	同上
北上川	紫波橋	89.443	1.7	2.9	4.2	4.5	4.8	2.20m	3.00m	同上	同上

※一部抜粋

図表 10-5 氾濫等の通報対象河川

河川名	区 域					
北上川	区域①	左岸 盛岡市岩脇町 14 番地先から岩手・宮城県境まで 右岸 盛岡市下厨川字赤平 4 番地先から岩手・宮城県境まで				
雫石川	区域②	左岸 盛岡市繁字山根 200 番の 14 地先から北上川合流点まで 右岸 盛岡市繁字北の浦 118 番の 3 地先から北上川合流点まで				
猿ヶ石川	区域③	左岸 花巻市東和町田瀬 39 地割 1 番の 1 地先から北上川合流点まで 右岸 花巻市東和町田瀬砥森国有林 104 番の 11 地先から北上川合流点まで				

※一部抜粋

河川名	区域	観測所 施設名	地先名	通報基準	関係水防 管理団体	通報担当 官署
北上川	区域①	館坂橋水位 観測所	岩手県盛岡市 北夕顔瀬町	・ 氾濫発生水位(2.9 0 m)に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	盛岡市	岩手河川 国道事務所
北上川	区域①	明治橋水位 観測所	岩手県盛岡市 仙北町 2 丁目	・ 氾濫発生水位(3.3 0 m)に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	盛岡市 矢巾町	岩手河川 国道事務所
北上川	区域①	紫波橋水位 観測所	岩手県紫波郡 紫波町犬吠森 字境	・ 氾濫発生水位(4.8 0 m)に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	紫波町 花巻市	岩手河川 国道事務所
北上川	区域①	朝日橋水位 観測所	岩手県花巻市 高木字小路	・ 氾濫発生水位(5.4 0 m)に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、 氾濫発生を確認	花巻市 北上市	岩手河川 国道事務所

※一部抜粋

【解説】

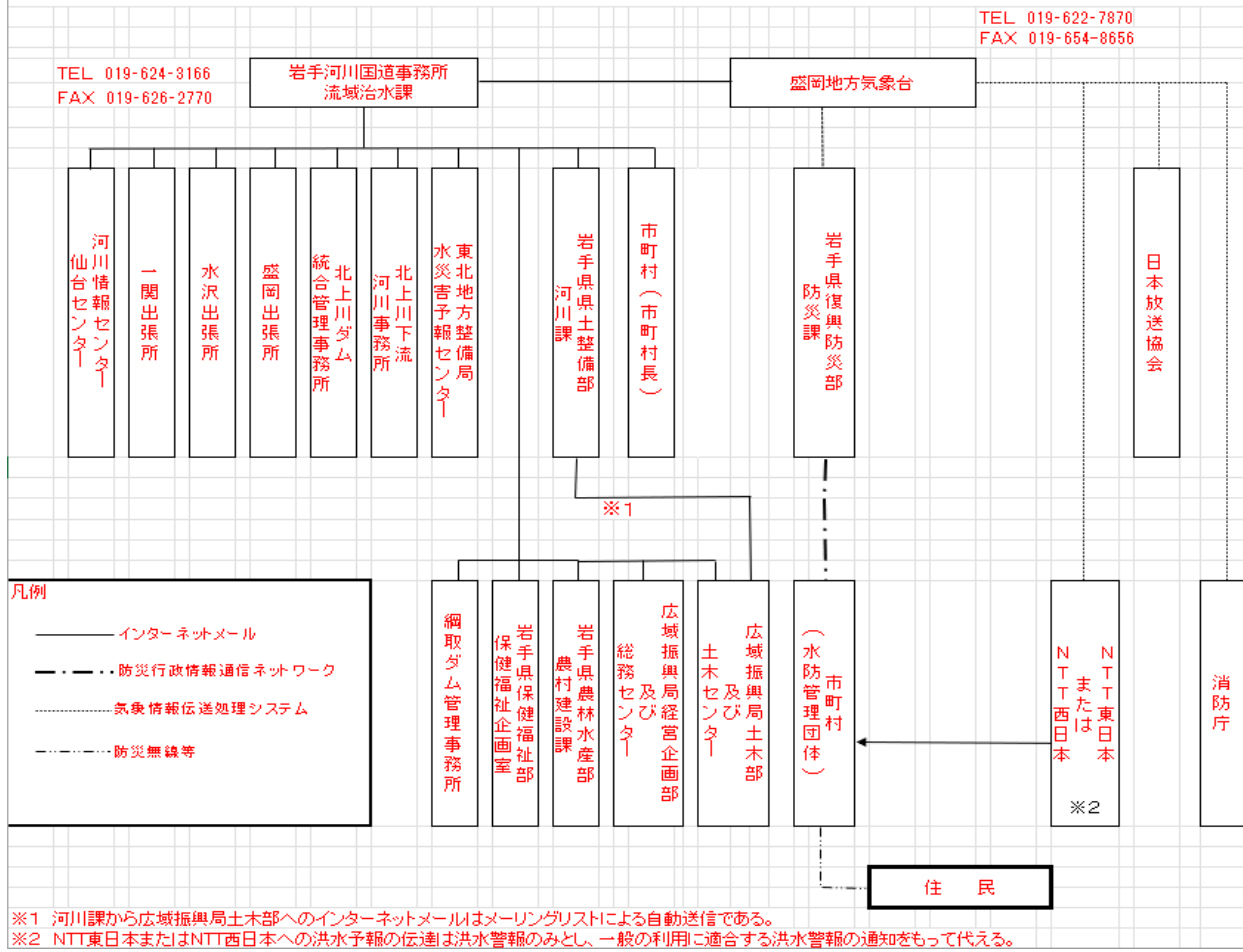
(3) 氾濫・決壊・漏水等の通報の伝達経路(北上川上流、雫石川、猿ヶ石川)の追加
水防法の改正(24条の2の追加)に伴い、国が管理する河川において行う氾濫・決壊・漏水等における伝達経路を追加しています。
※県管理河川も同様の変更・追加です。

変更前

新規追加により、旧資料はなし。

変更後

図表10-6 氾濫・決壊・漏水等の通報の伝達経路(北上川上流、雫石川、猿ヶ石川)



3 水位周知河川の新規指定に伴う更新 図表4-8 岩手県知事が行う水防警報 ※P141～146

【解説】
(1)水位周知河川等の新規指定について
米代川、田代川、川尻川、小本川(上流)、小本川(中流)を水位周知河川として新規指定、変更・追加したことに伴う更新です。
※小本川(上流)、小本川(中流)、小本川(下流)については県報告手続き中。(市町村意見照会同意済)

変更前

図表4-8 岩手県知事が行う水防警報

水防警報名	区域（左岸） 区域（右岸）	観測所名	担当機関名	河川名	観測所名	零点高標高 (m)	水防警報河川		水位周知河川		待機	準備	出動	解除	情報
							水防用待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり待機の必要があると認められたとき。	以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき。	以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき。	水防活動の必要がなくなったとき。	水防活動に必要があるとき。
小本川	左岸 下閉伊郡岩泉町岩泉字田屋峠39番3号地先(岩泉橋上流420m)から 下閉伊郡岩泉町小本字家の向246番3号地先(小本橋上流90m)まで 右岸 下閉伊郡岩泉町岩泉字中野55番地先(岩泉橋上流420m)から 下閉伊郡岩泉町小本字小本6番16号地先(小本橋上流90m)まで	赤鹿	岩泉土木センター	小本川	赤鹿	11.420	2.5	3.1	3.3	3.8	2.50m	2.60m	3.10m	同上	同上

変更後

図表4-8 岩手県知事が行う水防警報及び氾濫・決壊・漏水等の通報

水防警報名	区域（左岸） 区域（右岸）	観測所名	水防警報名	担当機関名	観測所名	零点高標高 (m)	水防警報河川		水位周知河川		氾濫発生情報	待機	準備	出動	解除	情報	氾濫・決壊・漏水等における通報基準
							水防用待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	氾濫発生水位 (m)	以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり待機の必要があると認められたとき。	以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき。	以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき。	水防活動の必要がなくなったとき。	水防活動に必要があるとき。	
米代川	左岸 八幡平市根石40 番7地先(根石川合流点)から	田山	米代川	岩手土木センター	田山	294.010	1.4	2.0	2.1	2.4	3.2	1.40m	1.70m	2.00m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
	右岸 八幡平市根石45 番1地先(根石川合流点)から																
	秋田県境まで																
田代川	左岸 宮古市田代第15 地割28 番2地先(君田橋)から	田老橋	田代川	宮古土木センター	田老橋	2.063	1.1	1.7	1.8	2.3	3.2	1.10m	1.20m	1.70m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
	右岸 宮古市田代第8地割21 番地先(君田橋)から																
	河口まで																
川尻川	左岸 九戸郡洋野町種市第66 地割字大沢64 番地先(下大沢1の橋)から	種市	川尻川	東北広域振興局土木部	種市	103.877	1.2	1.7	1.8	2.1	2.6	1.20m	1.30m	1.70m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
	右岸 九戸郡洋野町種市第70 地割字下川原175 番地先(下大沢1の橋)から																
	河口まで																
小本川(上流)	左岸 下閉伊郡岩泉町門字水上42番1号地先(県管理区間上流端)から 下閉伊郡岩泉町湊内字下栗畑86番2号地先(大川合流点)まで 右岸 下閉伊郡岩泉町門字日影名目利7番29号地先(県管理区間上流端)から 下閉伊郡岩泉町湊内字湊内向14番9号地先(大川合流点)まで	穴沢	小本川(上流)	岩泉土木センター	穴沢		1.2	1.7	2.3	2.8	3.5	1.20m	1.30m	1.70m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
小本川(中流)	左岸 下閉伊郡岩泉町湊内字下栗畑86番2号地先(大川合流点)から 下閉伊郡岩泉町乙茂字三田市79番1号地先(三田市橋)まで 右岸 下閉伊郡岩泉町湊内字湊内向14番9号地先(大川合流点)から 下閉伊郡岩泉町乙茂字三田市16番1号地先(三田市橋)まで	岩泉橋	小本川(中流)	岩泉土木センター	岩泉橋		3.3	4.1	4.8	5.3	5.9	3.30m	3.60m	4.10m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認
小本川(下流)	左岸 下閉伊郡岩泉町乙茂字三田市79番1号地先(三田市橋)から 下閉伊郡岩泉町小本字家の向246番3号地先(小本橋上流90m)まで 右岸 下閉伊郡岩泉町乙茂字三田市16番1号地先(三田市橋)から 下閉伊郡岩泉町小本字小本6番16号地先(小本橋上流90m)まで	赤鹿	岩泉土木センター	岩泉土木センター	赤鹿	11.42	3.6	4.3	5.8	6.3	9.7	3.60m	3.80m	4.30m	同上	同上	・氾濫発生水位に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認

新規指定

変更・追加